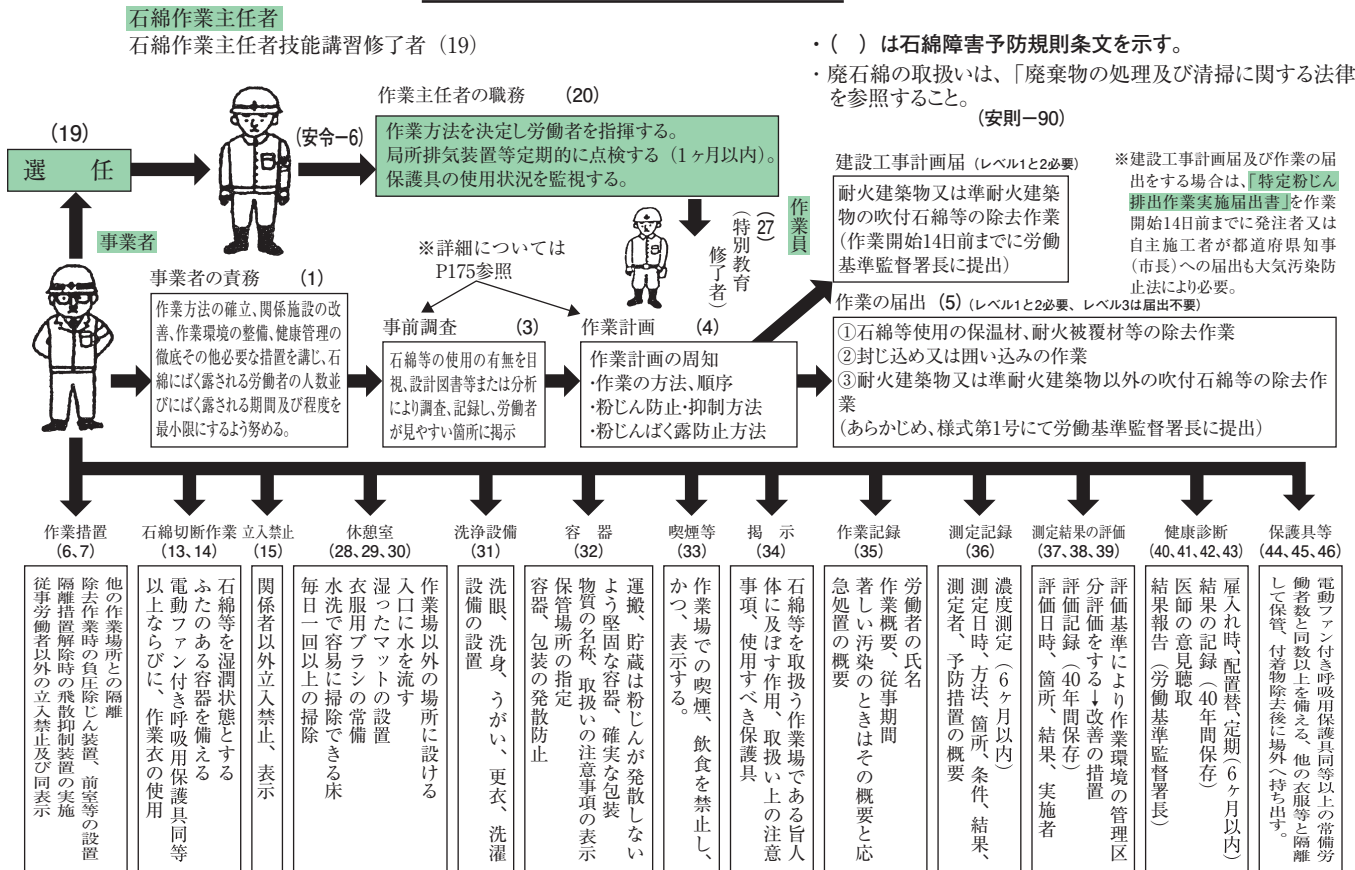


# 石綿取扱い作業の管理



「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照

## 「建設工事計画届」の提出

(労働基準監督署長へ工事開始14日前)

労働基準監督署長届出 (安法-88の3、安則-90)

工 事 種 別
①. 高さ31mを超える建築物又は工作物 (橋梁を除く) の建設、改造、解体又は破壊
②. 最大支間50m以上の橋梁の建設
③. 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設
④. ずい道等 (含む斜坑) の建設 (内部に人が立ち入らないものを除く)
⑤. 掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削 (含むたて坑)
⑥. 圧気工法
7. 耐火建築物等の吹付石綿等の除去・囲い込み・封じ込め (172頁参照)
8. 廃棄物焼却炉施設の解体 (192頁参照)
9. 掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削
10. 坑内掘り土石のための採掘

(労働基準監督署長へ工事開始14日前)

労働局長審査 (安法-89の2) (安則-94の2)

工 事 種 別
1. 高さ100m以上の建築物 (埋設物がふくそうする近接場所又は円筒形等) の建設
2. 堤高100m以上のダムの建設
3. 最大支間300m以上の橋梁 (曲線けた又はけた下高さが30m以上) の建設
4. 長さが1,000m以上のずい道等の建設
5. 掘削土量が20万m <sup>3</sup> を超える掘削 (軟弱地質又は狭あいな場所で車両系建設機械を使用する場合) を行う作業
6. ゲージ圧力が19.62N/cm <sup>2</sup> (0.2Mpa) 以上の圧気工法 (軟弱地盤等) の作業

注1: 「労働局長審査」対象工事であっても、国又は地方公共団体等が発注する工事は対象外である。但し、労基署によっては対象となり事前に打合せが必要である。

注2: 計画作成参画者の資格は 227-228 頁を参照のこと。

注3: ○印は資格を有する者の参画に係る工事、又は仕事の範囲 (安則92条の2)

(厚生労働大臣へ工事開始30日前)

厚生労働大臣届出 (安法-88の2、安則-89)

工 事 種 別
①. 高さが300m以上の塔の建設
②. 堤高が150m以上のダムの建設
③. 最大支間500m (つり橋は1,000m) 以上の橋梁の建設
④. 長さが3,000m以上のずい道等 (含む斜坑) の建設
⑤. 長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で、深さが50m以上のたて坑の掘削を伴うもの
⑥. ゲージ圧力が29.42N/cm <sup>2</sup> (0.3Mpa) 以上の圧気工法

「建設工事計画届」の添付書類 (安則-91)

届出事項及び添付書類
1. 周囲の状況、四隣との関係図
2. 建設物等の概要
3. 工事事業機械、設備、建設物等の配置図
4. 工法の概要を示す書面又は図面
5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
6. 工程表
7. 圧気工法作業摘要書

190頁掲載の「騒音障害防止ガイドライン」に示される作業がある場合には、騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。  
(平4.10.1 基発第546号)

# 石綿飛散及びばく露防止の概要 1.(レベル1・レベル2)(1)

凡例：○要、- 不要

石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	石綿含有吹付け材 (レベル1)		石綿含有保温材等 (レベル2)		屋根用折板裏 断熱材	石綿含有保温材等 (レベル2)		切断等を 伴う	切断等を 伴わない
建築材料の種類						断熱材を 折板に付けた ままの除去	湿潤化して 原形のまま 取り外し		
石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方法	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 グローブ バックの 場合 1)	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 グローブ バックの 場合 1)	断熱材を 折板に付けた ままの除去	湿潤化して 原形のまま 取り外し	非石綿部 での切断 による除去 2)	作業場を 負圧隔離 養生等	作業場を 隔離養生 (負圧不要)等
事前調査実施と 発注者説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の電子報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の備え付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	○	○	○	○	○	○	安衛法・石綿 則は ○	○	○
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙禁止 / 飲食禁止 の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業場への関係者以外 立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照

- 1) グローブバックは、局所的に使用されるものである。
- 2) 石綿含有建材の接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。

# 石綿飛散及びばく露防止の概要 1.(レベル1・レベル2)(2)

凡例：○要、- 不要

石綿含有建材 除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	石綿含有吹付け材 (レベル1)		石綿含有保温材等 (レベル2)		屋根用折板裏 断熱材	石綿含有保温材等 (レベル2)		切断等を 伴う	切断等を 伴わない
建築材料の種類						断熱材を 折板に付けた ままの除去	湿潤化して 原形のまま 取り外し		
石綿含有建材除去等 作業時の飛散防止方法	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 グローブ バックの 場合 1)	作業場を 負圧隔離 養生等	特殊工法 グローブ バックの 場合 1)	断熱材を 折板に付けた ままの除去	湿潤化して 原形のまま 取り外し	非石綿部 での切断 による除去 2)	作業場を 負圧隔離 養生等	作業場を 隔離養生 (負圧不要)等
保護具の使用 4)	◎	□	◎	□	□	□	□	◎6)	□
保護衣の使用 5)	◎	□	◎	□	□	□	□	◎6)	□
隔離	負圧隔離 養生	グローブ バック	負圧隔離 養生	グローブ バック	隔離養生 (負圧不要) 3)	隔離養生 (負圧不要) 3)	-	負圧隔離 養生	隔離養生 (負圧不要) 3)
セキュリティゾーン の設置	○	-	○	-	-	-	-	○	-
負圧の確保・集じん・ 排気装置の設置	○	高性能真空掃除 機による除じん	○	高性能真空掃除 機による除じん	-	-	-	○	-
機器による漏えいの確認	○	必要に 応じて	○	必要に 応じて	-	-	-	○	-
負圧の確認	○	-	○	-	-	-	-	○	-
湿潤化	常時○	常時○	常時○	常時○	常時○	常時○	通常 -	常時○	常時○
清掃	○	○	○	○	○	○	通常 -	○	○
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
粉じん飛散防止処理	○	○	○	○	○	○	-	○	○
隔離解除のための粉じん 飛散状況確認	○	-	○	-	-	-	-	○	-
事前調査結果、作業内容 の記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照

- 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。
- 4) 除去工事別に規定された呼吸保護具の凡例…◎電動ファン付、□…防じんマスク又は電動ファン付
- 5) 除去工事別に規定された保護衣等の凡例…◎フード付き保護衣、□…フード付き保護衣又は専用作業着
- 6) 石綿含有保温材等の封じ込め、囲い込み除去作業で使う保護具等は(○)区分のものを使用する。

## 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 2.(レベル3・石綿含有仕上塗材) (1)

凡例：○要、-不要

石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	
	石綿含有成形板等(レベル3)				石綿含有仕上塗材 1) (レベル3相当)			
建築材料の種類	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種		湿潤化		作業場を隔離養生等	
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生等(負圧不要)	高圧水洗除去	剥離剤併用手工具ケレン除去	ディスクグラインダー除去	集じん装置付きディスクグラインダー除去(HEPAフィルタ付)
事前調査実施と発注者説明	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の電子報告	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の備え付け	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○
大防法及び安衛法・石綿則の届出	-	-	-	-	-	-	-	-
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙禁止 / 飲食禁止の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○
作業場への関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照

1)石綿含有仕上塗材の除去方法は参考例で、詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照すること。

## 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 2.(レベル3・石綿含有仕上塗材) (2)

凡例：○要、-不要

石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)		切断等による除去 (電動工具を用いて除去)	
	石綿含有成形板等(レベル3)				石綿含有仕上塗材 1) (レベル3相当)			
建築材料の種類	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種		湿潤化		作業場を隔離養生等	
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生等(負圧不要)	高圧水洗除去	剥離剤併用手工具ケレン除去	ディスクグラインダー除去	集じん装置付きディスクグラインダー除去(HEPAフィルタ付)
保護具の使用 4)	□	□	□	◎	□	□	◎	□
保護衣の使用 5)	□	□	□	◎	□	□	◎	□
隔離	-	- 3)	-	-	-	-	-	(同等の措置の要件を満たす場合)
湿潤化	-	常時○	-	常時○	常時○	常時○	常時○	(同等の措置の要件を満たす場合)
(飛沫防止等の養生) 2)	-	-	-	-	○	○	-	-
(床防水養生) 2) (汚染水処理) 2)	-	-	-	-	○	-	-	-
清掃	○	○	○	○	○	○	○	○
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果、作業内容の記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(令和3年3月)を参照

- 2)工法によって実施が必要な措置。
- 3)必要に応じて外周囲い養生等を行うことが望ましい。
- 4)除去工事別に規定された呼吸保護具の凡例…◎電動ファン付、□…防じんマスク又は電動ファン付
- 5)除去工事別に規定された保護衣等の凡例…◎フード付き保護衣、□…フード付き保護衣又は専用作業着
- 6)石綿含有保温材等の封じ込め、囲い込み除去作業で使う保護具等は(○)区分のものを使用する。